

北京戸籍の取得ルートおよび待遇について

(2018年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が科楽欧商務諮詢（上海）有限公司北京分公司に作成委託し、2018年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび科楽欧商務諮詢（上海）有限公司北京分公司は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび科楽欧商務諮詢（上海）有限公司北京分公司が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO

目次

一、はじめに	1
二、北京戸籍の取得ルート	1
1. 取得ルート	1
2. 取得条件	5
三、北京戸籍の有無による待遇の差異	9
1. 住宅購入（2011年2月16日以降）	9
2. 住宅保障	9
3. 教育	10
4. 養老	11
5. 医療	11
6. 最低生活保障	12
7. 就業	12
8. 車両購入	12

北京戸籍の取得ルートおよび待遇について

一、はじめに

中国では、1958年に公布、施行された戸籍登記条例（以下、本条例）に基づく戸籍管理制度が実施されている。当該制度では、特に農村から都市への移転について厳格な制限を設ける（本条例第10条第2項参照）など、戸籍の自由な移転を行うことは許されていない。当該制度について、外国人ないしは外国企業においても、自由な戸籍の移転が認められていないことや、居住地戸籍の有無によって待遇が異なるとの認識は、一般的に存在するものと思われる。しかしながら、実際にどのような場合に戸籍の移転が認められるか、また居住地戸籍の有無によって、具体的にどのような待遇の差異が生じるかについては、あまり知られていない。本稿では、これらの点について北京戸籍を例に紹介する。

二、北京戸籍の取得ルート

1. 取得ルート

北京戸籍の取得ルートは以下のとおり¹。

(1) 高等教育機関の新卒生による取得ルート

以下、二つのルートがある。

① 北京市所轄の組織に受け入れられる高等教育機関の新卒生の北京戸籍への転入

【関連規定】：「高等教育機関、専門学校の新卒生の戸籍転入手続きに関する北京市人事局、北京市公安局の通知」（京人学〔1995〕318号）

② 中央および国務院直属の組織に受け入れられる高等教育機関の新卒生の北京戸籍への転入

【関連規定】：「国務院の各部門・委員会、各直属機構の北京での公共サービス機関、企業組織による専門学校の新卒生の受け入れ問題についての人事部の通知」（人調発〔1989〕9号）

¹ 以下の記載は、北京市公安局のオフィシャル・ウェブサイトにおける公開情報（「行政事務事項」中の「人口」（http://www.bjgaj.gov.cn/web/gspd_xzbssx.html）の各情報）に基づく。

(2) 留学帰国者による取得ルート

以下のルートがある。

- ③ 教育部留学サービスセンターの許可による、留学帰国者の北京での起業、北京戸籍への転入

【関連規定】：「海外留学生についての業務を改善および強化することに関する若干の問題についての中国共産党中央委員会、国務院の通知」（中発〔1986〕11号）、「海外留学生の戸籍登記手続きの問題についての公安部の通知」（公通字〔1994〕17号）

(3) 労働者転勤、幹部転勤による取得ルート

以下、二つのルートがある。

- ④ 中央および国務院直属の組織の労働者転勤、幹部転勤による北京戸籍への転入

【関連規定】：「在北京中央機関および直属企業、公共サービス機関の幹部の北京への転勤の審査許可手続きについての中央組織部の通知」（64）一調字13号、「国務院各部門の幹部の北京への転勤の審査許可業務に関する問題についての人事部の通知」（人調発〔1991〕12号）、「幹部夫婦の二つの土地の別居問題をよりしっかりと解決する業務についての通知」（人発〔1999〕80号）、「企業、公共サービス機関の幹部および労働者転勤の問題についての国務院の若干の規定」（65）国経字98号

- ⑤ 市所轄の組織の労働者転勤、幹部転勤による北京戸籍への転入

【関連規定】：「統一計画をさらに強化することによりハイテクノロジー産業の発展を支持することについての北京市人民政府の若干の意見」（京政発〔2011〕73号）、「多国籍企業による北京での地域本部の設立を奨励することに関する若干の規定についての実施弁法 2016」（京商務総字〔2016〕3号）、「北京市による人材誘致および『北京市就労居住証』手続きについての暫定弁法」（京人発〔1999〕38号）

(4) 企業の高級管理職による取得ルート

以下のルートがある。

⑥ 北京に来て投資する企業の高級管理職に対する北京市常住戸籍の手配

【関連規定】：北京市経済委員会、北京市教育委員会、北京市公安局、北京市財政局、北京市人事局による『『対内開放を拡大させ首都経済発展を促進させることに関する北京市の若干の規定』の徹底をめぐる四つの実施弁法の印刷配布についての通知』（京経協辦〔2002〕64号）

(5) 北京に来て投資により民間企業を設立する者による取得ルート

以下のルートがある。

⑦ 他省・市から北京に来て、投資により民間企業を設立する者に対する北京市常住戸籍の手配

【関連規定】：「他の土地から北京に来て、投資により民間企業を設立する者に対する北京市常住戸籍の手配についての試行弁法」（京政辦発〔2001〕73号）

(6) 離職休養軍人・定年退職軍人、転業軍人・復員軍人・退役軍人、従軍家族による取得ルート

以下、三つのルートがある。

⑧ 北京市民政局配置処が許可することによる、定年退職軍人の北京戸籍への転入

【関連規定】：国務院、中央軍事委員会による『『軍隊幹部の離職休養に関する暫定規定』の公布についての通知』（〔1982〕1号）

⑨ 民政部の復退司、国務院の軍隊幹部の転業配置事務室、市の民政局の復員・退役事務室、市の軍隊幹部の転業配置事務室が許可することによる、転業軍人・復員軍人・退役軍人の北京戸籍への転入

【関連規定】：「退役兵士配置条例」、中国共産党中央委員会、国務院、中央軍事委員会による『『軍隊幹部の転業配置に関する暫定弁法』の印刷配布についての通知』（中発〔2001〕3号）

⑩ 従軍家族の北京定住

【関連規定】：「軍官家族の従軍条件の見直しについての総政治部の稟議書に対する
国務院、中央軍事委員会による指示、転送についての通知」（国発
[1991] 41号）

(7) 北京へ里子に出された未成年里子による取得ルート

以下のルートがある。

⑪ 北京へ里子に出された未成年の里子の北京戸籍転入

【関連規定】：「中華人民共和国戸籍登記条例」「現在の戸籍管理業務におけるいくつ
かの最優先問題の解決に関する公安部の意見に対する国務院による
指示、転送についての通知」「現在の戸籍管理業務におけるいくつ
かの最優先問題の解決に関する市公安局の意見に対する北京市人民
政府事務庁による転送についての通知」

(8) その他の他省・市の者による取得ルート

以下のルートがある。

⑫ 他省・市にいる夫婦の片方が北京戸籍の配偶者とともに住むために北京に寄留し、
高齢者が北京戸籍の子女とともに住むために北京に寄留し、または子女が北京戸籍
の親とともに住むために北京に寄留することによる、非農村戸籍への転入

【関連規定】：「中華人民共和国戸籍登記条例」「現在の戸籍管理業務におけるいくつ
かの最優先問題の解決に関する公安部の意見に対する国務院による
指示、転送についての通知」「現在の戸籍管理業務におけるいくつ
かの最優先問題の解決に関する市公安局の意見に対する北京市人民
政府事務庁による転送についての通知」「戸籍審査許可業務規範」
「人民の利便化を目的とした戸籍管理業務措施についての実施細則」

2. 取得条件

上記1の各ルートにおける具体的な取得条件については、必ずしもそのすべてが公開されているわけではない。ここでは、公開されている情報に基づき、ルート②、ルート③、ルート⑥、ルート⑫の取得条件を紹介する。

(1) ルート②（中央および国務院直属の組織に受け入れられる高等教育機関の新卒生の北京戸籍への転入）の取得条件

以下のとおりとされている。

- i 新卒生は、次の四つの基本原則を堅持しなければならない。改革開放の方針を支持し、人民に奉仕する精神を持ち、法令を遵守し、苦しみに耐え質素であり、品行方正であり、身体が健康であること。
- ii 就職先で従事する業務がその新卒生の専門に適していること、その新卒生は国の機関に所属する企業、公共サービス機関において業務を行うのに適任な専門知識および実際の問題に対する単独処理能力を有すること。

【関連規定】：「国務院の各部門・委員会、各直属機構の北京での公共サービス機関、企業組織による専門学校以上の新卒生の受け入れ問題についての人事部の通知」（人調発〔1989〕9号）

(2) ルート③（教育部留学サービスセンターの許可による、留学帰国者の北京での起業、北京戸籍への転入）の取得条件

以下のとおりとされている²。

- ・ 北京戸籍への転入を申請する者は、中国国外で修士以上の学位を取得済みである必要があり、かつ学業の終了後帰国して2年以内に、要求に従ってすべての資料を教育部留学サービスセンターに提出し受理されなければならない。

² 以下の記載は、中国留学サービスセンター運営のウェブページ

(<http://www.cscse.edu.cn/publish/portal0/tab89/default.htm>) の情報に基づく。なお、中国留学サービスセンターは、1989年3月31日に設立された教育部直属の公共サービス機関であり、公共サービス機関法人として登録されており、主に海外留学、留学帰国、中国への留学ならびに教育国際交流および提携等の分野の関連サービスに従事している。

(3) ルート⑥（北京に来て投資する企業の高級管理職に対する北京市常住戸籍の手配）の取得条件

以下のとおりとされている。

i. 「北京に来て投資する企業」に関する条件

「対内開放を拡大させ首都経済発展を促進させることに関する北京市の若干の規定」（京経発[2002]12号）（以下、若干の規定）第1条に規定されている投資指針³、ならびに第2条に規定されている企業形態、および規模⁴に適合するものであり、国内企業および個人が北京に来て投資により設立する企業、または北京に来て設立する研究開発機関（以下、来京投資企業）に該当しなければならない。なお、具体的には次の企業が含まれる。

- (i) 国務院によって確定された国家級の大企業（グループ）、中央各部・各委員会によって確定された大企業（グループ）、各省、自治区、直轄市の人民政府によって確定された大企業（グループ）、および「若干の規定」第1条に規定される業界における有名ブランド企業（以下、「大型企業（グループ）」）の北京で登録された本部、地域本部および営業センター
- (ii) 各種の金融機関が北京で設立した本部、地域本部および決済センター
- (iii) 「若干の規定」第1条第1項ないし第5項に適合する来京投資企業のうち、北京での投資固定資産が3,000万元以上に達し、または2000年以降の連続した2年間の年間販売（売上）高が、3億元以上に達する来京投資企業。
- (iv) 大型企業（グループ）、重点科学研究機関および高等教育機関が北京で設立した国家級、市級の研究開発センターならびに北京市の関連部門によって認定された

³ 「若干の規定」第1条は以下のとおり規定している。

国内企業および個人が北京に来て投資により企業を設立することを奨励し、北京に来て研究開発機関（以下、来京投資企業）を設立することを奨励し、国家産業政策に適合し、本市の産業発展計画に適合し、首都都市機能の特徴を体現する産業を発展させる。

(一) ハイテク産業を発展させる投資を奨励して、ハイテクを活用し、また伝統産業を改善する技術を先進的に適用する。

(二) 現代製造業および都市型工業を発展させる投資を奨励する。

(三) 金融・保険、旅行・展示会、商業・流通等の現代サービス業を発展させる投資を奨励する。

(四) 現代農業を発展させる投資を奨励する。

(五) 都市インフラを発展させる投資を奨励する。

⁴ 「若干の規定」第2条は以下のとおり規定している。

以下に列挙する条件の一つに適合する来京投資企業に、本規定を適用する。

(一) 国内大型企業（グループ）、各種の金融機関が北京で登録した本部、地域本部、決済センターおよび営業センター

(二) 第1条第1項ないし第5項に適合する来京投資企業であって、北京での投資固定資産が3,000万元以上に達し、または2000年以降の連続した2年間の年間販売（売上）高が3億元以上に達するもの。

(三) 国内大型企業（グループ）、重点科学研究機関および高等教育機関が、北京で設立した国家級、市級の研究開発センターならびに認定された研究開発機関。

研究開発機関

ii. 「高級管理職」に関する条件

以下のいずれかに該当しなければならない。

- (i) 国内大型企業（グループ）、各種の金融機関の北京で登録された本部の董事長（董事会を日本の取締役会と同視すれば、取締役会会長に相当）、常務副董事長、総経理（経営責任者）、常務副総経理、総会計士、総エンジニア、総エコノミスト。北京で登録された地域本部、決済センターおよび営業センターの総経理、常務副総経理、総会計士、総エンジニア、総エコノミスト
- (ii) 「若干の規定」第 2 条第 2 項の規定に適合する来京投資企業のうち、北京で登録された本社の董事長、常務副董事長、総経理、常務副総経理、総会計士、技師長、首席エコノミスト。北京で登録された子会社の支配人、常務副支配人
- (iii) 独立法人企業として設立された「若干の規定」第 2 条第 3 項の規定に適合する研究開発機関の主任または所長
- (iv) 市の工商局において登録された「若干の規定」第 2 条第 2 項の条件に適合する来京投資企業の持ち分 30%以上を有する投資者個人

【関連規定】：「対内開放を拡大させ首都経済発展を促進させることに関する北京市の若干の規定」（京経発[2002]12号）、「『対内開放を拡大させ首都経済発展を促進させることに関する北京市の若干の規定』の徹底をめぐる四つの実施弁法の印刷配布についての通知」（京経協辦[2002]64号）

- (4) ルート⑫（他省・市にいる夫婦の片方が北京戸籍の配偶者とともに住むために北京に寄留し、高齢者が北京戸籍の子女とともに住むために北京に寄留し、または子女が北京戸籍の親とともに住むために北京に寄留することによる、非農村戸籍への転入）の取得条件

以下のとおりとされている⁵。

⁵ 以下の記載は、北京市公安局のオフィシャルウェブサイトにおける公開情報（「行政事務事項」中の「人口」（http://www.bjgaj.gov.cn/web/detail_getZwgkInfo_44593.html）の情報）に基づく。

➤ 配偶者とともに住む場合

- i 申請者がほかの省・市における未就業者または農業戸籍者であり、年齢が 45 歳以上であること。
- ii 結婚期間が 10 年以上であること。
- iii 配偶者が北京市の非農業戸籍であること。
- iv 北京において合法的な固定住所を有すること。

➤ 子女とともに住む場合（収入基盤がない高齢者の場合）

- i 申請者につき、男性は 60 歳以上、女性は 55 歳以上であること（夫婦が同時に申請しなければならない）。
- ii 申請者が他の省・市に子女がいないこと。
- iii 子女が北京市の非農業戸籍であること。
- iv 北京において合法的な固定住所を有すること。

➤ 子女とともに住む場合（定年退職をした（収入基盤がある）高齢者の場合）

- i 夫婦がいずれも定年退職の年齢に達しており、かつ定年退職手続きを行っており、幹部の場合、男性は満 60 歳、女性は満 55 歳、労働者の場合、男性は満 55 歳、女性は満 50 歳であること。
- ii 申請者が他の省・市に子女がないこと。
- iii 北京において合法的な固定住所を有すること。

* 子女が北京市の非農業戸籍であることとの条件は不要（つまり、子女は北京市の非農業戸籍または農業戸籍のいずれでもよい）

➤ 親とともに住む場合

- i 申請者が 18 歳未満の未成年者であり、北京市の産児制限政策に適合していること。
- ii 父または母の戸籍が北京にあり、かつ住宅を有していること（親が住宅を有して

おらず、使用者の集団戸籍である場合、使用者による戸籍転入同意証明書の発行が必要)。

三、北京戸籍の有無による待遇の差異

北京戸籍の有無による各待遇の差異は以下のとおり。

1. 住宅購入 (2011年2月16日以降)

<北京戸籍あり>

北京戸籍の居住家庭（北京駐屯部隊の現役軍人および現役の中国人民武装警察の家庭、有効な「北京市就労居住証」を保有する家庭を含む）は、既に住宅を1戸保有している場合であっても、さらに1戸に限り住宅購入可。

<北京戸籍なし>

非北京戸籍の居住家庭は、北京市の有効な暫定居住証を保有し、北京市に住宅を保有しておらず、かつ連続して5年間、北京市に社会保険または個人所得税を納付している場合に限り、1戸のみの住宅購入可。

【関連規定】：「国务院事務庁の文書における精神を徹底し、北京市の不動産市場規制業務をさらに強化することについての北京市人民政府事務庁の通知」(京政辦発[2011]8号)

2. 住宅保障

<北京戸籍あり>

北京市政府の保障性住宅の申請可。

<北京戸籍なし>

申請者は次の条件に適合している場合に限り、保障性住宅の申請可。①北京に来た後、継続して一定の年数において安定して仕事をしてきたこと。②完全な民事行為能力を有すること。③安定した収入があること。④同期間の暫定居住証明書、住宅積立金納付証明書または社会保険加入証明書を提出することができること。⑤本人および家庭の構成員がいずれも北京市で住宅を保有していないこと。具体的な条件については、各区県の人民政府

が自らの区県の産業発展、人口資源環境許容力および住宅保障能力等実情に基づき確定する。

【関連規定】：「北京市の保障性住宅の申請、審査、分配政策に関する問題をさらに完全化することについての北京市住宅および都市建設委員会の通知」（京建法[2013]5号）、「北京市公共賃貸住宅の申請、審査および賃貸分配についての管理弁法」（京建法[2011]25号）、「北京市の低賃料住宅の管理弁法の印刷配布についての北京市人民政府の通知」（京政発[2007]26号）、「『北京市の都市低賃料住宅の申請、審査、販売分配に関する管理弁法』の印刷配布についての通知」（京建住[2007]1176号）の規定

3. 教育

<北京戸籍あり>

北京戸籍の適齢児童は北京において義務教育を受け、北京において高校受験、大学受験に参加することができ、受験校に制限はない。

<北京戸籍なし>

①非北京戸籍の入学適齢児童は、北京で入学（幼稚園から小学校への入学を指す）するために、次の「五つの証明書」の審査を受けなければならない。i 両親またはその他の監護権者本人が北京で就労・就業していることの証明書、ii 北京の実際の住所に居住していることの証明書、iii 家族全員の戸籍簿、iv 北京市の居住証（または有効期限内の居住登記カードまたは暫定居住証）、v 戸籍所在地の街道事務処または郷鎮の人民政府が発行した、戸籍所在地において監護条件を有さないことの証明書等の関連資料。②戸籍所在地に戻って、大学の受験に参加しなければならない。③条件に適合する異郷の受験生は、北京において中等職業学校、高等職業学校のみを受験することができる。

【関連規定】：「地方から都市に来て就労する労働者の同行子女が義務教育を受けた後に北京で進学試験に参加することについての業務案」「2017年度の義務教育段階の入学業務についての北京市教育委員会の意見」「北京市の2017年度の普通高等教育生徒募集への応募申込業務通知」「2017年度の地方から都市に来て就労する労働者の同行子女による北京で高等職業学校生徒募集試験の参加についての実施弁法」「2017年度の西城区の非北京市戸籍の入学適齢児童入学証明証書資料についての審査弁法」

4. 養老

<北京戸籍あり>

定年退職後、法により養老金の受給が可能。

<北京戸籍なし>

非北京戸籍であるが養老保険関係が北京にあり、かつ北京市における累計納付期間が10年以上である場合に限り、北京基本養老保険待遇の享受が可能。

【関連規定】:「人的資源社会保障部、財政部の都市部企業従業員基本養老保険関係移動・継続に関する暫定弁法に対する国務院事務庁による転送についての通知」(国辦発[2009]66号)

5. 医療

<北京戸籍あり>

①北京で就業する場合、「都市部従業員基本社会医療保険」に加入して社会医療保険待遇を享受する(この点は戸籍の有無による相違はない)。②未就業である場合、都市・農村住民基本社会医療保険に加入しているときは、規定に基づき社会医療保険待遇を享受することができる。

<北京戸籍なし>

①北京で就業する場合、「都市部従業員基本社会医療保険」に加入して社会医療保険待遇を享受する(この点は戸籍の有無による相違はない)。②未就業である場合、異郷の社会医療保険カードを持参して北京で受診することができるが、先に全額自己負担した後、社会医療保険関係の所在地の社会医療保険機構に戻って清算しなければならない。長期間北京に居住する者は、所在地の社会医療保険関係の社会医療保険機構において異郷受診の届出を行うことを選択でき、また異郷での受診について直接清算が可能な北京医療機関を3~5カ所選択した後、異郷の社会医療保険カードを持参して北京で受診ことができ、入院費用は社会医療保険で清算し、外来診療費用は全額自己負担した後、社会医療保険関係の所在地の社会医療保険機構に戻って清算する必要がある。

【関連規定】:「北京市都市・農村住民基本社会医療保険弁法実施細則」「基本社会医療保険による他省での異郷受診・入院医療費の直接清算業務をしっかりと行うことについての人的資源社会保障部、財政部の通知」(人社部発[2016]120号)

6. 最低生活保障

<北京戸籍あり>

条件に適合する場合、最低生活保障の享受が可能。

<北京戸籍なし>

共同生活する家庭の構成員が北京戸籍である場合に限り、最低生活保障の申請が可能。

【関連規定】：北京市の「都市住民最低生活保障条例」の実施弁法

7. 就業

<北京戸籍あり>

北京市の市管轄の公共サービス機関の求人、北京市公務員の採用試験について、実務上、北京戸籍が必要とされる場合、これらに応募が可能。

<北京戸籍なし>

北京市の市管轄の公共サービス機関の求人、北京市公務員の採用試験について、実務上、北京戸籍が必要とされることがあるため、これらには応募不可となる可能性がある。

【関連規定】：法令法規上の明文規定はないが、例えば、「国家大劇場による専門技術者および一般管理者の公開求人についての公告」⁶「北方工業大学による 2018 年の求人についての公告」⁷等を参照

8. 車両購入

<北京戸籍あり>

自身の名義の車両を有さない場合、ナンバープレートの抽選に参加が可能。

⁶ <http://renshi.beijing.gov.cn/library/138/142/149/608588/1429890/index.html>

⁷ <http://renshi.beijing.gov.cn/library/138/142/149/608588/1428180/index.html>

<北京戸籍なし>

北京市の暫定居住証を保有し、かつ直近 5 年（5 年を含む）連続して北京市において社会保険および個人所得税を納付している場合に限り、ナンバープレートの抽選に参加が可能。

【関連規定】：「北京市の乗用車数の規制についての暫定規定」実施細則（2013 年改正）